

社会福祉法人未来 こどもの里の危機対応手引きについて

2024.04～

東日本大震災を通して、災害などのあらゆる危機に対して、子どもたちの生命や安全を守るためにどのように対応したらよいか、改めて必要な事項を下記のように決めましたので、ご理解とご協力をお願いします。

台風等の気象状況時における登園対応

1、掛川市もしくは静岡県遠州南地方に各種警報等が発表された場合

(1) 登園前

登園前の気象警報	対 応
午前6時30分の時点で、掛川市になんらかの「 <u>特別警報</u> 」が発表されている場合	休園となります 自宅にて安全を確保してください
午前6時30分の時点で、掛川市もしくは遠州南地方に、「 <u>避難指示</u> 」または「 <u>暴風・大雨の2警報</u> 」が発表されている場合	可能な限り自宅待機 ※「高齢者等避難」発令時は通常通りです
午前8時30分までに警報が解除された場合	解除された時点で療育可能です

(2) 在園時

登園後の気象警報	対 応
「 <u>特別警報</u> 」または「 <u>避難指示</u> 」および「 <u>暴風・大雨2警報</u> 」が発表された場合	安全を第一に考え、速やかなお迎えをお願いします ※「高齢者等避難」発令時は通常通りです

火災が発生した場合の対応

▽安全な場所に避難させた上で保護者に連絡し、迎えを待つ。状況によっては姉妹施設の「桜木こどもの森」および「さくらぎこども館」に避難することもあります。その場合は、保護者に知らせると共に、東通用門・西通用門・中央門および建物に避難先を掲示します。

▽迎えの際は、「引き渡し名簿」に署名をお願いします。

【気象庁が発表する「南海トラフ地震に関する当面の情報」】

『南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報』

▽南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

- ・原則として平常の活動を継続。子どもを集合させ、所在を把握する

『南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報』

▽観測された現象を調査した結果。大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合。（危機管理連絡調整会議(県庁)の情報に留意する)

- ・防災の「準備行動」がとられる。自治体などの防災計画に従って行動を

南海トラフ地震発生の可能性が高まったとの情報発令時における対応

状 況	対 応
家にいる場合	自宅待機。必要があれば保護者管理の下、避難する
療育にいる場合	園児を安全な場所に避難させ、迎えに来た保護者に引き渡しをする。引き渡し場所は、遊戯室もしくは幼児園庭。状況によっては広域避難所の「桜が丘中学校」に避難する場合があります
登園・降園途中の場合	保護者の管理の下、保護者と共に避難する

- ・迎えの際は、「引き渡し名簿」に署名をお願いします。保護者が保育時間内に引き取りが困難な場合は、保護者が引き取りに来るまで、園・避難地において園児を保護します。
- ・「地震発生の可能性が高まったとの情報」発令以降の登園については、「地震発生の可能性が高まった状態ではなくなったとの情報」が発令されるまで、自宅待機とします。

大地震(震度5以上)が発生した場合の対応

状 況	対 応
家にいる場合	保護者の管理の下、保護者と共に避難する
療育にいる場合	園児を安全な場所に避難させ、迎えに来た保護者に引き渡しをする。引き渡し場所は、遊戯室もしくは幼児園庭。状況によっては広域避難所の「桜が丘中学校」に避難する場合があります
登園・降園途中の場合	保護者の管理の下、保護者と共に避難する

- ・迎えの際は、「引き渡し名簿」に署名をお願いします。保護者が保育時間内に引き取りが困難な場合は、保護者が引き取りに来るまで、園・避難地において園児を保護します。
- ・園を離れる場合は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために、必ず、避難先などを東通用門・西通用門・中央門および建物に掲示します。
- ・地震が発生した場合は、園舎の安全が確保されるまで「休園」とします。

療育からの連絡は「携帯電話」「固定電話」を使って行いますが、東日本大震災の時にはすべてのシステムでつながりにくい状況が発生しました。また、停電が発生しますと固定電話が使えなくなることもあります。このような状況では連絡が取れませんので、保護者の方の判断で迎えに来ていただくしかありません。その時にパニックにならないよう、この手引きをよく読んでいただき、お互いに冷静に対処する努力を心がけていきましょう。

【参考】拘束力（右側ほど強い）【高齢者等避難】＜【避難指示】＜【緊急安全確保】

- 高齢者等避難** 災害が発生する恐れがある状況で、市町村長から避難に時間のかかる高齢者、障害のある人などや避難支援者等に対して発令され、高齢者は危険な場所から避難する必要がある。また、それ以外の方についても情報収集に努め、避難に備えるタイミングとなる。
- 避難指示** 災害が発生する恐れが高い状況で、市町村長から災害リスクのある区域等の居住者等に対して発令され、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。
- 緊急安全確保** 災害が発生または切迫している状況において、市町村長からいまだ危険な場所にいる居住者等に対して発令され、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況をその市町村が必ず把握することができるとは限らない等のことから、本情報は必ず市町村長から発令される情報ではない。